金融庁:「連結財務諸表の用語、様式及 び作成方法に関する規則の一部を改正す る内閣府令(案) 等に対するパブリッ クコメントの結果等

『会計情報』編集部

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成 方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」とい う。) の一部を改正する内閣府令(案)」に対する意 見募集を行い、令和5年3月27日に結果を公表した。 改正の概要は以下のとおりである。

- 1. 連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令 企業会計基準委員会(ASBI)において、企 業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業 税等に関する会計基準」等の改正を公表したこ とを受け、連結財務諸表規則について所要の改 正が行われている。
- 2. 連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定め る企業会計の基準を指定する件の一部改正等 企業会計基準委員会が令和4年12月31日ま でに公表した会計基準(令和4年10月に公表さ れた企業会計基準第27号「法人税、住民税及 び事業税等に関する会計基準」等の改正)を、 連結財務諸表規則第1条第3項及び財務諸表等 の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条 第3項に規定する一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準とするとされている。

国際会計基準審議会が令和4年12月31日ま でに公表した国際会計基準(令和4年9月に公 表された国際財務報告基準第16号「リース」 の修正及び令和4年10月に公表された国際会計 基準第1号「財務諸表の表示」の修正)を、連 結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会 計基準とするとされている。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する 規則の一部を改正する内閣府令等は、令和5年3月 27日付で公布・施行されている。

詳細については以下のウェブページを参照いただ きたい。

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関す る規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対す るパブリックコメントの結果等について:金融庁 (fsa.go.jp)

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関す る規則の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対す るパブリックコメントの結果等について | e-Govパ ブリック・コメント

以上